

やつしろ 市議会だより

平成 22 年 12 月定例会



▲いよいよ3月12日、九州新幹線鹿児島ルート全線開通!! 山陽・九州新幹線『N700系さくら』 (撮影:新八代駅にて)

12月定例会会期日程

月日	曜日	内 容
11月30日	火	本会議(提案理由説明) (決算議案13件、先議10件、討論・採決)
12月 6日	月	本会議(質疑・一般質問)
7日	火	〃
8日	水	〃
9日	木	〃
10日	金	〃
13日	月	委員会(建設環境・文教福祉委員会)
14日	火	委員会(経済企業・総務委員会)
17日	金	本会議(討論・採決)

《主 な 記 事》

- 12月定例会見出し . . . 2
- 一般質問 . . . 2
- 意見書 . . . 8
- 決算審査特別委員会報告 . . . 8
- 委員会報告 . . . 11
- 12月定例会審議結果一覧 . . . 15

一般会計補正予算

(第五号・人件費等) △八千四百十万円
(第六号) 四億九千七百万円

◎八代東高校第三グラウンド用地購入

(二億二千九百万円)

◎環境センター建設事業

(四千百四十三万六千円)

◎地方道更新防災等対策事業

(六千六百万円) など

議案・陳情・発議案など七十一件を議決

十二月定例会は、十一月三十日招集、開会され、冒頭、平成二十一年度一般会計決算及び各特別会計決算十二件を認定した後、補正予算、事件、条例など議案五十一件が上程され、市長の提案理由説明がありました。このうち、人事院勧告による給与等を減額することを内容とする給与関連議案十件を同日、各常任委員会及び議会運営委員会に付託・審査を行い、本会議にて、十件すべてを原案可決。その後、十二月六日から十日までの五日間、二十二人が質疑・一般質問を行い、残りの議案四十一件について、委員会審査に付しました。

最終日の十七日は、各委員長報告後、市長から訴えの提起についての事件議案四件に対する撤回請求があり、その提案説明を受け、撤回承認。議案三十七件、請願・陳情六件を可決・採択、議員提出発議案三件を原案可決、また、同日市長から追加提案された人事案件二件を同意して、十八日間の会期を閉じました。

付議事件、一般質問、審査の概要などは、次のとおりです。

一 般 質 問

議案に対する質疑と市政の各般にわたる一般質問は、十二月六日から十日までの五日間、二十二人が通告・登壇し、幅広い、活発な論議が展開されました。

主な質問のあらましと答弁の要旨は、次のとおりです。



福 祉

一人金婚式表彰について

上村 哲三

問 本市では、毎年「金婚夫婦表彰」が実施されているが、不幸にも夫婦そろって金婚の日を迎えることができなかった方に対して、一人で頑張つてこられた御苦労をたたえ慶祝する考えはないか伺う。(ほかに八代市バス路線再編事業、荒瀬ダム撤去地域対策会議について問う)

答 市長 十月十四日の熊日に、『一人金婚式に参加し、万感込み上げる思いをした(中略)苦労されている方には「いいことは必ずやってくる」と伝えたい』という内容の記事が掲載された。当時、一人金婚式など多分なかつた時代に、私を女手一つで育てた母のことを考えると、そうした感傷に浸る余裕はなかったのではないか!と思う。いろんな境遇の方々の中に、一人金婚式を喜ばれる方がいらっしゃるとしたらどういう方法で実施できるか検討したい。

難病患者相談室設置について 中村 和美

問 難病患者を持つ家庭は、医療費の負担や精神的苦勞が多いと心配する。核家族の時代、相談できず困っている市民も多いと思う。本市に気軽に相談できる相談室（城南地区には設置されていない）を設置する計画はないのか伺う。（ほかに事業系ごみの状況、八代総合病院建てかえに伴う本市の対応などについて問う）

答 健康福祉部長 難病対策は、県が実施主体となり医療費助成、診療相談、在宅療養相談、患者会支援等が行われており、本市においては、一般的な健康相談として対応し、必要に応じ専門機関の紹介や同行訪問を行うなど支援に努めている。

難病の相談窓口は現在県が設置していることから、本市としては、県と連携するとともに地域の社会資源を活用しながら悩みを持つ人が気軽に相談できるよう難病支援を充実していきたい。

脳脊髄液減少症について 飛石 順子

問 交通事故やスポーツ傷害等で身体に強い衝撃を受けたときに脳脊髄液がもれ出し減少することにより慢性的に苦しむ病気である。教職員、生徒、保護者への周知状況について、また、市民へ市報、ホームページ等での啓発が必要と考えるがいかがか問う。（ほかに行財政改革、教育施設への畳表導入推進などについて問う）

答 教育次長・健康福祉部長 本市の各学校の現状は、この疾患をほとんどの学校が認知しており、この疾患が原因で不登校になっている児童生徒はいないか、担当者を中心に確認をしながら対応をしている。今後、他の教職員や保護者へも研修会等の機会をとらえて、周知を図っていきたい。

市民への啓発については、疾患に対する不安の軽減や周囲の理解を深めるため疾患の概念、症状、診断・相談医療機関の紹介等についてホームページ等で広報していきたい。

老老介護について 鈴木田 幸一

問 少子高齢化や核家族化等の進行により、高齢者が高齢者を介護せざるを得ない状況である。本市では、特別養護老人ホームの待機者中百七十四名は自宅介護である。経済的、身体的、精神的にも高負担な老老介護に対し、本市はどのように対応し、また、低所得者に対し援助を考えておられるかを問う。

答 健康福祉部長 老老介護に伴う負担軽減のため、介護保険サービスマ、配食サービスマ、住宅改修や住宅改修事業による支援を行うほか、地域ぐるみでの見守り・支援体制を強化していく。低所得者への援助として、市民税非課税世帯者が特別養護老人ホーム等に入所の場合、居住費・食費は自己負担限度額内でサービスマが受けられる。

また、六十五歳以上で要介護三以上の人を介護する市民税非課税世帯に対して、紙おむつ等の介護用品の購入費として月額八千円の支給券を交付している。

行政

市行財政改革について 田中 茂

問 新市発足から五年が経過した。発足直後から国の指示もあり、第一次行財政改革の取り組みが行われた。期間が満了に近づき第二次行財政改革の取り組みの時期となった。そこで、第一次行財政改革の評価と第二次行財政改革に取り組む市の基本方針について問う。（ほかに九州新幹線全線開業について問う）

答 企画振興部長・市長 第一次行革では、事務事業の見直し・民間委託の推進・定員管理の適正化・組織機構の見直し等に積極的に取り組み、平成十八年度からの四年間で約七十二億円の財政効果を生み出す等、順調に推移してきた。しかし、近年の深刻な経済状況、少子高齢社会の進展、合併支援措置の終了等、第二次行革の計画期間は、非常に重要となる。第一次行革を継承・強化するとともに、行革推進委員会の答申も踏まえ、前例にとらわれることなく、戦略的に改革に取り組む。

百円バス（循環バス）の導入

太田 広則

問 二度にわたり推進した循環バス実現に対し、関係各位の努力に敬意を表したい。しかし、市民の喜びの声、不満の声も多く寄せられている。歴史的な一歩ととらえ、時間も必要と考える。現在の導入効果、諸問題、空白区域対策を問う。（ほかに右折矢印信号設置推進、県道二見田浦線道路改良事業について問う）

答 市民環境部長 導入効果としては、循環バスのエリア内においては、一乗車につき百円で、市内の病院等の主な目的地に行くことができたこと、公共交通空白地域であった麦島校区にもバスが運行するようになり、その解消が図られたこと等がある。諸問題としては、バスの右回り左回りがわかりづらいこと等がある。

今後、諸問題や公共交通空白地域対策についてバスの利用状況、利用予測、利用者等の意見、バス運行補助額の低減化を踏まえ、地域公共交通会議で協議していく。

バス路線再編について

古嶋 津義

問 今回のバス路線再編で、中心部の利便性は増した反面、郊外地域から中心部へは不便になったとの声を聞く。特に高齢者や障がい者の方にとっては、乗りかえの昇降が苦手な乗り継ぎが発生している。その解消はできないものか伺う。（ほかに給食費、保育料の未納対策などについて問う）

答 市民環境部長 市内の北部方面から市役所へ向かう場合、宮原線、種山線、八農分校線は、イオンショッピングセンターや熊本労災病院で乗り継ぎが必要となるが、効率的・効果的なバス運行を進めるため、各路線で利用者数が多い区間をバス路線として設定し、それ以降を目的地の選択肢が多い循環バス対応としている。今後、乗り継ぎの解消については、利用実態や利用者

の意見等を拝聴し、補助金支出額とのバランスを考慮しながら、地域公共交通会議の中で検討していく。



バス路線再編について

笹本 サエ子

問 現新しく改善された路線と百円循環バスは、関係者に歓迎されている。しかし、遠隔地の住民は、終点が労災病院、駅、市役所となり、待ち時間が長く、料金も高くなり表示もわかりにくい。交通弱者の足を確保するための改善策を問う。（ほかにTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）、介護保険制度について問う）

答 市民環境部長 当面の改善策としては、来年三月のバスターダイヤ改正の際に、乗り継ぎによる不都合が生じているアクセスの改善や待ち時間の短縮についてバス事業者と協議し、バス利用の利便性を向上させたい。また、案内表示板についても、わかりやすいように改良を加えていきたい。路線の設定、便数等の長期的な改善については、バス利用の実態、バス利用者の意見、バス乗務員に寄せられた苦情等を集約しながら地域公共交通会議で検討し、改善を図っていく。

本市在住の外国人への対応

幸村 香代子

問 本市の外国人登録者数は、本年十一月現在で九百六十四人となっている。学校においても外国から編入してくる子供たちへの対応が進められている。

今後、重点港湾八代港の振興や対アジア戦略など国際化が進む中で、在住外国人とどのような関係をつくっていくか考えるか市長に伺う。

答 市長 本市の国際化が進展する中、在住外国人の方々が、まちづくりの重要なパートナーであるという認識に立ち、国際的相互理解を深め、在住外国人に対する差別意識や偏見を解消し、外国人も暮らしやすいまちづくりが必要であると考えている。

今後とも、国際理解のより一層の促進に努めるとともに、さまざまな文化的背景を持つ在住外国人と地域住民が、それぞれの価値観を互いに認め合う、多文化共生の社会の実現に向けて、鋭意、取り組んでいく。

建設

来年度の予算編成方針

小園 純一

問 予算編成方針の全体見通しと固定資産税率の据え置きの影響はどうか。また、事業仕分け後の取り組みは、今後どのように考えるか。さらに、予算編成の関わりについて問う。

答 市長・総務部長・企画振興部長 平成二十三年当初予算は前年同様に平成二十二年補正予算と組み合わせ編成となり「人を大切にする市政」や、本市の地域活性化や景気対策につながる施策を念頭に行う。

また、固定資産税率据え置きの中、厳しい財源見通しであるが、限られた財源の中で精いっぱい対応をしていきたい。

次に、今後の事業仕分けの対象事業については、市民委員からの指摘や助言、市としての気づきをもとに改善を図っていくとともに、他市の事例等を参考に検討していく。



不適正経理について

大倉 裕一

問 国の補助金を目的外に使用したこと等を会計検査院から指摘を受けた。今後、市は目的外に使用した金額の返還と、目的外使用への制裁として加算金が求められる。その加算金は、市が市民に対し損失を与えたわけであり、職員の給与削減によって加算金の財源を確保すべきと考えるが、市の考えを問う。

答 市長・総務部長 会計検査院から指摘を受けた今回の検査結果に基づき、補助金の所管省庁である農林水産省及び国土交通省と協議を行い、返還額の確定作業を進める。

返還の際の加算金への対応については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に規定されているものの、現時点では、返還額も確定していないことから、今後、検査を受けた他の自治体も含め、全国の状況を見た上で判断していきたい。

住民自治について

前垣 信三

問 本市が平成二十七年から実施を予定している住民自治について、今年度中に選定するモデル校区、予算及び職員配置等の進捗状況を問う。（ほかに市政協力員制度、ふるさと情報発信について問う）

答 企画振興部長 新たな住民自治組織の設置については、住民自治推進団体連絡会議を開催し、各校区の意見を聴取した上で、地域バランスや地域のやる気を考慮し、今年度中に先行モデル地域として指定する予定である。



平成二十三年度の予算については、先行モデル地域の設置を平成二十四年度からとしていることから、地域協議会に交付する補助金等については計上しない。本庁と支所にコミュニケーションに関する総合窓口を設置するとともに、本庁所管課に担当職員を配置する。

新開分署付近交差点について

庄野 末藏

問 八代消防署新開分署前、県道交差点より臨港線に至る道路（山下酒店前交差点周辺）の安全対策と交差点整備の進捗状況と今後の計画、また、新開分署前県道交差点より緑の回廊線までの歩道の拡幅整備について問う。（ほかに肥薩おれんじ鉄道について問う）

答 建設部長 市道永碓三楽町線は、山下酒店前交差点改良を計画し、現在家屋撤去が完了次第、工事中とする予定で、四方向を一たん停止の案で警察と協議中。

八代消防署新開分署前交差点からの歩道整備は、県道区間が完了し、北側の市道区間は平成二十三年度に着手する予定。

大型車の規制は、警察と協議したところ通行量等の調査、検討が必要とのこと。

沖新開線の整備は都市計画道路整備状況を考慮し、緊急性や妥当性等について検討を行う。

経済

西片西宮線について

村上 光則

問 西片西宮線については、路線を2工区に分けて計画され、まず、臨港線から二中通りまでの区間を先行して整備が行われている。国の事業認可等の手続や測量・設計を終え、昨年度から用地取得や建物補償に着手しているが、事業を計画どおりの期間内に遂行することができるとのかが問う。

答 **建設部長** 都市計画道路は、市街地における主要な幹線道路で安全かつ快適な通行を確保する都市の根幹的な施設である。当路線は、八代臨港線から国道三号へアクセスする重要な路線で、本年度末の九州新幹線全線開業が予定され、さらに重要な位置づけとなる。市では、第一期区間として八代臨港線側から三百六十メートルを平成二十年度末に事業認可を取得し、現在七件の方と契約を行い、進捗率は約十四％である。今後は、予算確保に努めるとともに、事業認可期間の完了を目指す。

新商品開発について

松浦 輝幸

問 T P P問題が大きく大きく目前に迫ってきている今日、これからの農業は足腰の強い農業経営が望まれる。そうした観点からも新商品開発が早急な課題である。新商品開発のための研究費の予算化について問う。（ほかに後継者育成支援策、景気対策について問う）

答 **農林水産部長** 新商品開発については、これまでトマトを活用したドライトマトやトマトケチャップ等が商品化され、販売されている。しかし、八代市には、まだまだ多くの農産物があり、生かされていないのが実情である。市では現在、八代ごろよか計画の中で特産品戦略を掲げ、市民、業者、行政が一体となって付加価値商品の開発を進めることとしている。これから新商品を開発し、商品化をしようとする個人、団体等に対し、補助制度など検討する必要があると考えている。

中山間地域農業の振興

松永 純一

問 中山間地域農業の基幹作物であるお茶は、二年連続で大きな被害を受けた。晩霜対策としては、県の「地域特産物産地づくり支援対策事業」があるが、補助率が三分の一であり、市も一割程度の上積み補助ができないか伺う。（ほかに小規模小学校の統廃合、泉中学校体育館の整備について問う）

答 **市長** 本市にとつて、農業は大切な産業だが、過去、県の補助以外に、独自の上乗せをしていないのが実情である。農業を元気づけるためには、八代独自の政策も必要である。やるからには、あれもこれもということではなく、あれかこれかという視点で、基準を設けなければならない。過去にない政策を検討し、支援しなければ、特産品やブランド品は生まれにくい。八代市の振興のために、前向きに検討していきたい。

農産品の販売促進と需要拡大

福岡 安徳

問 農林水産業、商工業等の基盤の安定を図る上で最も重要な八代の魅力を発信していくため、八代ごろよか計画により農林水産品の地域ブランドとして全国の消費者へ発信していくとのことである。どのような方法で周知するのか問う。（ほかに雇用促進、日本製紙株式会社八代工場の薬液流出について問う）

答 **農林水産部長** 全国の消費者に対し、八代産農産物の認知度を高め、販売促進と需要拡大につなげることを目的とした八代産農産物ピーアール事業を平成二十一年度より実施している。昨年度は、東京銀座でイベントを開催。今年度は、東京都練馬区のイベント参加に加え、千葉県市川市でイベントを開催する予定。今回から、イベント時の販売にも力を入れていくとともに、他業種の特産品も取り扱うことにより事業効果を高めていく。



農業に対する支援策について 友枝 和明

問 豊表初め外国産との競合や景気の悪化により、農産物価格は下落し低迷している。また、生産コストの高騰の影響を受け所得は減少し農業は厳しい状況にある。また、TPP問題も出てきた。それらに対する支援策を問う。(ほかに重点港湾八代港営業隊、青少年健全育成について問う)

答 農林水産部長 農業を取り

巻く環境は厳しい状況にあり、離農や離作による遊休農地が増加している。そのような中、八代市総合計画に掲げた重要課題に対して需要の拡大や品質の向上、生産コストの削減、新規作物の定着、また農地の有効活用や担い手の確保、中山間地域の振興といった各事業に取り組んでいる。今後は、新たに農商工連携による新商品の開発や、六次産業化といった農家の農業に対する意欲を向上させていくような事業に対しても積極的に支援していきたい。

※六次産業：一次産業に二次産業・三次産業を掛けあわせて六次になるという造語で、農業のトータル産業化というもの。

TPPが農業に及ぼす影響 百田 隆

問 TPP参加は関税を撤廃することであり、日本農業へ大きな打撃を与えることになる。農水省試算をもとに算出した本市農業への影響は、四十八億五千万円の損失、そのうち四十五億八千万円が米である。米農家の激減、八代平野の荒地が想定される。TPPは避けることができなれないと思われる。本市の対策を問う。

答 市長 TPPが本市農業に及ぼす影響は生産額の減少だけでなく、農業を担う者がいなくなり、農地の保全も難しくなるといった農業構造そのものへの影響が非常に大きいと考えられる。

市としては、今後の「食と農林漁業の再生推進本部」で検討される基本方針や行動計画の内容を踏まえながら、市として何ができるのか検討してまいりたい。



教育

小中一貫教育について

堀口 晃

問 本市の子どもの人口は、出生率の低下に伴い少子化は一層深刻さを増している。その中で、八代市立学校統廃合等審議会では、学校の規模適正化に向けた答申が出され、小中一貫教育の導入についても提言がなされている。小中一貫教育は、多くの教育効果が期待されると思うが、教育委員会の基本的考えを問う。

答 教育長 現在の小中学校間で行われている連携をさらに進め、その強化を図っていく必要があると考える。小中一貫教育の導入により、それぞれの地域性を十分に生かしながら、各校の先生方と保護者の協力のもと、特色ある学校づくりが推進できると考える。八代独自の小中一貫教育が創造できるよう検討したい。

今後、基本方針の策定を目指して準備し、学校規模適正化基本計画とも十分調整を図りながら、段階的に進めていきたい。

教育長への手紙の制度導入 西濱 和博

問 地方分権の時代、市民と教育行政との信頼関係を築いていくための第一歩は、市民の声を大切にする教育委員会の姿勢にあると考える。そこで子供を含めた市民のさまざまな声を届ける新たな制度として「教育長への手紙」を取り入れていただけませんか問う。(ほかに教育委員会としての教育基本理念などについて問う)

答 教育長 教育委員会では、現在も「市長への手紙」への対応はもとより、子ども支援相談室等による相談対応、市PTA連絡協議会との意見交換会を初め、日常的な電話や来所への対応により、学校関係者、保護者、市民の皆様の相談や意見・要望に迅速かつ誠実に対処している。市民の教育への関心が高まる中、より多くの教育に関する声を的確に把握し、さらなる教育の充実につなげることは意義深いと考えるので、「教育長への手紙」を制度として取り入れたい。

ごみの減量化と資源化

亀田 英雄

問 ごみ非常事態宣言の効果もどどのように認識しているのか。また、減量化・資源化へ向けた市の施策の今後の展開をどのように考えているのか何う。また、これまで多くの議員がこの問題に対して、さまざまな提言を行ってきたにもかかわらず実行されてはいない。具体的に事業化する計画はないのか何う。

答 市民環境部長 ごみ非常事態宣言の効果としては、市民の御理解、御協力があったからこそ家庭系ごみの減量につながったと感謝している。今後の施策については、ごみ減量アドバイザーなどにより、事業系ごみの削減を図りたい。

また、具体的に事業化するものとしては、麦島校区でモデル的に行っているバケツなど、プラスチック製品の「資源の日」での分別収集を順次拡大するとともに、市民のニーズを把握した上での資源物の回収拠点の整備を検討することとしている。

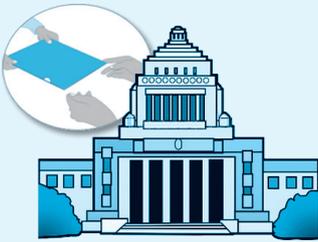
意見書

十二月定例会において意見書案三件が提出され、原案のとおり可決し、国会及び関係行政庁へ送付しました。

◆公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書

◆「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書

◆環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）への拙速な参加表明に反対する意見書



平成21年度 一般会計・特別会計決算を認定!!

平成22年11月30日、12月定例会開会日において、決算審査特別委員会委員長より委員会(延べ6日間)での審査結果の報告があり、一般会計及び各特別会計決算の13件が認定されました。ここでは、その委員長報告を抜粋して掲載いたします。

一般会計

歳入 577億1482万9799円
歳出 565億8765万6458円

特別会計

歳入 378億9390万9681円
歳出 373億5588万2414円

◆八代市一般会計決算《歳入》

問 市税に関連して、平成20年度決算と比較して収入済額が約六億円減少しているとの説明であったが、不納欠損額も約一億八千七百万円と前年度より増加している。その理由について問う。

答 まず、今回の市税不納欠損処分の内訳は、財産なし、生活窮迫及び所在不明により滞納処分の執行停止後三年経過したものが、約八千万円、滞納処分執行停止により、即時消滅によるものが、一億六百八十四万五千円、さらに、消滅時効五年がたったものが、百万九千円となっている。

また、今回、不納欠損額が増加した主な理由としては、即時消滅のうち、特に固定資産税が五百十一件、九千四百万円となっている。これは、廃業により、裁判所から財産が全くないと認められた法人等について、執行停止を行ったものなどで、このことが一番大きい理由と考えられる。

問 滞納率の推移について問う。
答 まず、平成二十年度分までの市税の滞納繰越分の調定額が

十五億一千九十一万五千円に対し、平成二十一年度の市税の収入未済額は、十四億四十一万七千円となっており減少している。収納率現年度分については、平成二十年度決算では九十七・二四%であったのに対し、平成二十一年度は、九十七・四七%である。また、滞納繰越分については、平成二十年度決算十五%に対し、平成二十一年度は、十八・〇九%となっており、若干ではあるが上がってきている。平成二十一年度では、現年度分が県内十四市中七番目、滞納繰越分が五番目という状況である。

◆八代市一般会計決算《歳出》
・新型インフルエンザ対策事業
について
問 平成二十一年度は新型インフルエンザの流行に伴い、行政においては、さまざまな情報や状況が変化する中、大変苦慮して本対策事業に取り組みられてきたと認識している。これらの経験は、今後新たな疾病等発生した場合、大いに役立つものと考えるが、今回対策を構築していく中で、市の体制や医療機関との連携について問う。
答 新型インフルエンザへの対応については、一例として、医師会主導による集団予防接種を行っていた。これについては、国からの強い呼びかけがあったものの、本市では、六千人以上という大規模で実施をした。このように医師会、県、市協力のもと対応した地域は、少ないと思っている。今回の対応に伴い医師や各関係機関との連携の度合いは、増したと感じており、今後、新たな感染症が発生した場合は、連携を強化していくことが第一だと考えている。

・理科支援員配置事業について
問 学校に支援員を配置したことによる効果について問う。
答 本支援員については、理科の専科教員がいる学校に配置し、五・六年生のクラスを主に対象とするということが国から言われていた。その配置校においては、理科の成績が上がり、児童の理科に対する関心も過去に比べ一気にながら上っている。このようないふことも支援員の配置は、かなり効果があったものとして言える。
問 本事業は平成二十年度及び二十一年度の二カ年事業ということであるが、このように効果がある事業について、今後、教育委員会としては、どのように生かしていくのか問う。
答 本事業については、確かにかなりの効果があらわれていたが、県からの委託金は、平成二十一年度で終了したため、平成二十二年分については市の一般財源により、継続して事業を実施しているところである。

答 現在支援員は、四校に三名を配置している状況である。しかし、平成二十二年分からは市単独事業となったため、これまでの国からの制限がなくなり、支援員を配置している学校以外から支援希望があった場合は、派遣し、理科に対するアドバイザー、指導、助言を行っている。



◆八代市介護保険特別会計決算《歳入・歳出》

説明 歳入総額は百十四億二千二百九十三万一千円、歳出総額は百十四億一千七十九万五千円、実質収支額は一千二百三十三万六千円となっている。歳入の第一款・保険料、項一・介護保険料、目一・第一号被保険者保険料で、収入済額が十七億九千九百二十七万四千円、そのうち、節二・現年度分普通徴収保険料で一億四千七百七十九万九千円を徴収し、その収納率は八十三・九%となっている。

問 普通徴収の収納率を上げる対策について問う。

答 介護保険の被保険者は、六十五歳以上の年金受給者である。また、八代地域においては自営業者、農業従事者が多く、国民年金受給者がほとんどであるため、年金の受給額が年額八十万円もいかない、そういう中から納めていただいている。納付は原則、年金天引きだが、例外として、無年金者及び少額年金受給者については、年金天引きは難しいことから普通徴収となっている。

介護保険については、支え合いの制度であり、納付が難しい高齢者については、家族の方に納付に御協力いただけるよう相談をしているが、なかなか取り合っていないというものが現実である。また、未納となるとペナルティーが発生する。いざ認定を受けて介護保険を利用しようとしても、一年以上の未納があれば、基本的には全額立てかえ払いをして、後で市に申請をする償還払いとなり、一時的な負担が伴うこととなる。また、二年以上未納が続くと、認定を受けて利用しようとして

も、本来九割の給付を受ける権利があるところが七割給付となり、残りの三割は自己負担することとなる。未納となるとまじめに納めている方との不公平も生じるし、このようなペナルティーも含めて十分説明を行うなど、納付に向けた努力をしていきたい。

問 介護保険特別会計の運営の見通しについて問う。

答 介護保険の運営というのはなかなか厳しいものがある。介護保険は、三年間の給付の収支バランスをとりながら介護保険料を設定しており、基本的には初年度は介護保険料が給付より上回り、二年度は同程度となり、三年目は給付費の不足する額に初年度の余剰金を充てるといふ制度になっている。今のところ、なかなか厳しいと感じているが、今後については、介護給付費の適正な給付と介護認定を受けていない方への予防の充実という両面に力を入れ、収支のバランスがとれるよう保険者としては努力していきたい。



◆八代市農業集落排水処理施設事業特別会計決算（歳入・歳出）

説明 歳入歳出総額は同額の一億三千二十八万四千円で、本事業は、旧東陽村が平成七年から十二年度まで、旧泉村が平成四年から八年度まで事業を行っていた事業で、現在、建設工事は完了し、使用料等の徴収業務や維持管理関係が主たる業務となっている。現在の水洗化人口は、一千八百六十四人、水洗化率八十三・四％、前年度比で〇・七％増となっている。

問 水洗化率の向上対策について問う。

答 現在の水洗化率は約八割程度で、残りの二割の未接続世帯については主に高齢者世帯が多い。これまでもケーブルテレビ、回覧板、市政協力員を通じたアンケート調査など接続の勧奨を行っているが、個人負担分、分担金は十万円であるが、屋内の排水設備改造費が五十万円から百万円程度費用がかかり、収入の少ない高齢者世帯が接続に踏み切られることは難しく、水洗化が進まない状況である。

問 水洗化率の増加が見込めない状況における、今後の一般会計からの繰り入れについて問う。

答 現在の状況として、主な収入が使用料、支出が維持管理費であり、維持管理費に対しての使用料収入が九十％程度で、資本費の支払いまで含めると収入不足という状況である。

今年度、料金改定の審議会を開催しているもので、以前からの課題である料金改定を段階的に行的、使用料収入をふやし、繰入金金を減らしていこうと考えている。

◆平成二十一年度全会計決算に対する総括

意見 本決算を審議する中において、今後本市の財政については、借金を減らすことが一番の目標のような気がする。これから、新清掃センター建設や学校の耐震化等、新規事業が計画されておいて、それを実施する際は、必ず起債での対応をしなければならぬ状況になると思われるので、このようなことから起債を含めて、今後、償還計画を適正に行っていたきたい。

意見 決算については、数字的なものの審査もあるかもしれないが、事業を実施した中で、その一年を振り返り、事業の評価を行い、課題を見すえて次の改善につなげるというようなことも大切と考える。そのようなことを行うべき決算審査には、もっと重きを置くべきであると考ええる。

意見 今回の決算審査をする中で、さまざまな事業に対して行政としても努力されている部分は理解するものの、多額な不用額が見受けられるので、再度、細部について検討する余地があるのではないかと。また、生活に直結した部分で、弱点については、本庁及び支所と一体となり再検討していただきたい。



委員会報告

すべての議案を本会議できめ細かく審議することは効率的ではないため、本市議会においては、総務委員会、建設環境委員会、文教福祉委員会、経済企業委員会の四つの常任委員会に付託され審議がなされています。(特定の問題については、必要に応じて市議会の議決によって設置された特別委員会において審査・調査されます。)

これらの委員会では審査・調査を行った結果は、委員長から本会議において報告が行われます。ここでは、十二月十七日に行われた委員長報告を抜粋して掲載いたします。

建設環境委員会

◆平成二十二年度八代市一般会計補正予算・第六号・ごみ減量アドバイザー関係経費

説明 事業系ごみの減量化を推進するためのアドバイザー二名を雇用する経費であり、業務としては、事業所の訪問やアンケート調査を行い、その調査等に基づき事業所ごとの排出抑制の取り組みやリサイクルルートの確保等のアドバイザーなどを行うものである。

としては、時期として、雇用機会をふやすということからも、委託ではなく、賃金を支払う雇用のほうが望ましいのではないかとという結論に達し、今回賃金にて計上させていただいている。

意見 活発に環境に関して活動をしていく方たちは、既に仕事をしている方も多し、賃金支給により税金関係の問題も生じることもあり、実際そのような方々を生かせるかどうか疑問である。また、市民協働という観点からすれば、確かに今の時世、雇用をふやしていくということも一つの考え方もかもしれないが、今後、本市行政が住民自治や市民協働を進めるつもりであれば、住民自治の最たるものは市民活動の活性化化しない。そこをきちんと考慮した上で、こういった取り組みを進めていただきたい。

◆八代市下水道条例の一部改正について

説明 本市下水道事業は、平成十八年度に市町村合併後初の審議会を開催し、平成十九年度四月分使用料から料金を統一している。従来、三年ないし四年に一回審議会を開催し、計画的に

使用料の見直しを行ってきた。今回も適正な使用料とするために料金の見直しを行い、平均改定率八％での答申を受け、今回の条例改正案としている。

問 今回の使用料値上げの理由について問う。

答 現在、下水道整備の維持管理については、下水道の使用料で賄うべき経費の一部しか回収できておらず、不足分については市税等で負担しているところ

である。負担の公平性という観点から、早急に使用料で支払うべき経費分を支払えるよう改定しなければならぬと考えているが、急激な値上げとなるため、本市では約四年ごとに使用料の見直しを行っている。そのようなことから、今回も計画的に適正な値上げとなるよう下水道事業審議会で審議していただいた。今後も施設の効率的な運営と経費の節減など健全経営に努めたい。

問 使用料を値上げ後の一般会計からの繰り入れについて問う。

答 繰入金については、総務省が公営企業に対する繰り出し基準というのを設定しており、その基準に基づき基準内繰入金と基準がない基準外繰入金という

のがある。本市の場合は、昨年度、約三億五千万円が基準外繰入金となっており、使用料改定により基準外繰入金を早急に解消する必要があると考えている。基準内繰入金については、総務省の基準が変わらない限りは、今後もその基準で一般会計からの繰り入れを行っていきたいと考えている。

意見 高齢化・人口減少時代になっ

てきており、接続率が上がることもなかなか期待できず、市民全体での負担も厳しい状況になってくる。受益者負担の観点からも公共下水道の方法のみにとらわれず、合併浄化槽も一つの策として検証しながらやっていっていただきたい。

文教福祉委員会

◆平成二十二年度八代市一般会計補正予算・第六号・八代養護学校スクールバス購入

説明 現在、八代養護学校では三台のスクールバスにより児童生徒の送迎を行なっているが、近年、児童生徒の増加により、今年度においては、バスの座席数四十一席に対し、送迎対象児

童生徒数が四十一名と座席数に余裕が全くなく、また、乗車時間についても、九十分近くかかっており、児童生徒に負担を与えている状態である。そこで、今回、車いすでの乗車も可能なスクールバス一台を追加購入し、新年度に向けて児童生徒の増加に備えた座席数の確保と運行経路の見直しを行ない、乗車時間の短縮及び遠距離からの児童生徒にも対応できるよう運行エリア拡大を図るものである。

問 今回のバス購入により、どの程度の座席数が確保され、何台の車いすが乗車可能となるのか、また、通学時間は、どのくらい短縮されるのか問う。

答 まず、座席数については、十七席を予定している。これは、車いす乗車にも対応できるように改造を行うため、通常定員より少なくなるものである。また、車いすについては、三台分のスペースを予定している。通学時間については、現在の三台では、平均七十七分かかっていたが、これを四台にすると、五十一分となり、結果、平均二十六分の短縮ができるものと見込んでい

問 スクールバスでの送迎対象の児童生徒については、義務教育期間のみと認識しているが、高等部の生徒の送迎について問う。

答 現在、バスの座席が満席ということもあり、高等部の生徒については、送迎は行なっていない。しかし、今回、バスを追加購入することで、座席数に若干の余裕が出てくるため、高等部の生徒であっても、バスでの送迎が必要と学校長が判断した場合については検討していきたい。

問 現在のスクールバスの運転業務の運転者、契約期間について問う。

答 現在八代養護学校のスクールバス運転業務については、タクシー会社に委託しており、今回追加するバスについても、同社にお願いしたいと考えている。また、契約期間は、平成二十一年四月一日から三年契約としている。

問 これまでの運転業務委託について問う。

答 平成十八年度は、八代市弘済会、十九年度、二十年度は、バス会社と契約しており、契約

期間については、一年契約であった。

意見 現在の契約業者とは、三年という長期契約である。長期での契約を行なう際は、契約の趣旨、内容等をしつかり認識した上で行なっていたいただきたい。

意見 八代養護学校スクールバス購入に関連して、市単独で養護学校を運営していくということは、財政的にもかなり厳しくなると思われるので、県に対して、さまざまな面において補助等の要望をしていただきたい。



経済企業委員会

◆平成二十二年八代市一般会計補正予算・第六号・食肉センター支援金返還訴訟関係経費

説明 平成十二年の本市食肉センター廃止に伴う支援金支出に係る訴訟については、現在最高裁から福岡高裁に差し戻しとなっているが、その差し戻し審の判決が来年(平成二十三年)一月十八日に下されることとなった。支援金を支出した本市は、被告

である元市長の敗訴が確定した場合、まず被告に対して返還請求を行うが、返還がない場合には、支援金を受領した当時の業者等に対して返還請求を行うこととしており、その返還請求権が時効により失効してしまうことを回避するためには返還訴訟の提起が必要であり、今回その関係経費を補正するものである。

問 現在係争中の食肉センター支援金訴訟と、今回上程されている本市が原告となり支援金の受領業者等二十七人を相手に提起する訴訟との関係について問う。

答 現在係争中の訴訟は、当時の施設利用業者等十四名に対して、施設廃止に伴い支出した支援金が違法であるとの申し立てを、住民側から元市長を被告として訴訟を提起されたものである。本訴訟では、熊本地裁においては元市長が敗訴し、元市長がそれを不服として福岡高裁に控訴した結果、元市長が全面勝訴の判決を受けた。さらに、それを不服とした住民側が最高裁へ上告し、その判決では、支援金が損失補償という意味合いの支出であるならば違法であり、

さらに補助金としての支出であったのかどうかについてはまだ審理が尽くされていないとして福岡高裁へ差し戻しとなった。今回、支援金受領業者等に対する返還請求を上程した理由については、本来であるならば現在係争中の裁判が確定したのちに手続すべきであるが、業者等に対する返還請求権が二月二日で時効となり、判決と時効の時期が非常に近いために手続が間に合わない判断したためである。

問 判決後の本市の対応について問う。

答 現在、本訴訟において本市は補助参加の立場であり、元市長が敗訴した場合、上告するかわからないか元市長の判断となる。最高裁へ上告するとなった場合には、本市としては判決文を確認、検証した上で補助参加すべきかどうか判断をしなければならぬ。

問 支援金支出に係る訴訟はいまだ判決が確定しておらず、市として今後どのような対応をとるかかわからない中において、今回新たに訴訟を起こすのか。十年前支払ったお金であり、今回新たに裁判費用を支出しても使ってしまったとして返還いた

けない可能性もある。元市長に對する請求だけとし、事業者等への請求については必要ないと思うが、それについての考えを問う。

答 本件は支援金が支出されてから十年が経過しており、恐らく支援金はほぼ使用されていると思う。しかし、現存利益がないと何をもって判断をするのか非常に難しい問題であり、行政としては、きちんと法に照らし合わせ、手続を踏む必要があると考えている。

意見 係争中の当該訴訟においては住民側から提起されたものであり、非常に難しく、奥深い問題であると思う。判決が確定していない中において、判断に苦慮するところではあるが、行政としては残された手続、方法をしつかりとっていくべきと考える。

意見 今まで行ってきた行政の事務手続等については間違っていないと思う。あとは、我々が市民目線でどう判断すべきかということであり、本経費以外の部分については賛成の立場である。

意見 執行部の立場はわかるが、一般市民の目から見て、勝訴しても幾ら返還金があるかもわからない訴訟に、これ以上市民の税金を使うことは無駄ではないかとの意見も一方ではあるということをおわかっていただきたい。

意見 当時は施設整備を行うより、支援金支出のほうが安価であるということ、施設整備をする意味について議論されず物が決定されていった。十年たつて、現在の市民の税金をその裁判費用に使うということが許されるのかという思いもあり賛同できない。

総務委員会

◆ 平成二十二年度八代市一般会計補正予算・第六号・肥薩おれんじ鉄道運行支援対策事業補助金

問 本補助金の趣旨について問

答 肥薩おれんじ鉄道の経営は厳しい状況が続いており、これまで、鉄道収益が支出を下回った分は内部留保金で補ってんしていたが、本年度、その内部留保金がなくなつたことから、鉄道基盤整備に対して支援を行う

ものである。この支援については、熊本・鹿児島両県で協議を行い、熊本県側と鹿児島県側の赤字額を算定し、両県の負担分を決定した上で、熊本県側の負担分の八十五％を県で、残りの十五％を沿線自治体である八代市、水俣市、芦北町、津奈木町の四自治体で負担し、そのうちの五十五・五％、すなわち全体の八・三二％を本市が負担するものである。

問 赤字の増加に伴い、本市の一般財源からの負担も増加すると思うが、肥薩おれんじ鉄道の今後の具体的な収支見通しについて問う。

答 今後の収支見通しとしては、収益改善に関して、平成十九年度から二十三年度までの中期経営改善計画が立てられている。それによると、旅客収入、旅客人員ともに前年度を下回っている中で、収益改善を図るべく、特に、韓国、台湾からの観光客の誘致に力を入れておられ、それに必要な人員整備、さらには並行在来線関係十一都道府県と連携して、固定資産税の減免やJR九州と同等の特例措置に関して国への支援要請を同時に行つておられる状況である。しかし、来年は自動車と言うところの車検に当たる車両の全般検査

が予定され、本年度よりもさらに多額の支出が見込まれており、先ほどの中期経営改善計画での試算では、熊本県側の営業損益については、本年度が一億一千六百万円、来年度が一億一千百万円との見通しが示されている。なお、本補助金は、あくまで鉄道基盤設備維持費として鉄道を維持するための経費に対して支出するものであり、その限度額は赤字額までとなつているので、考え方としては、赤字を補つていくというものではない。

◆ 八代市市税条例の一部改正について

意見 今回の条例改正は、本市の経済状況を考慮し、また、市民負担の軽減を図る上から、来年度も固定資産税の税率を一・五％でお願いしたく提案するものである。

問 合併協議の確認事項からすると固定資産税の税率は本来ならば一・六％になつてるところであるし、一方、市長のマニフェストでは一・四％というところでもあつたわけであるが、今回の条例改正の内部決定の過程において、説明にあつた本市の経済状況や市長のマニフェストについても含めて、どのような検討がなされたのか問う。

答 内部協議の中で、まず、マニフェストどおり税率を一・四％にすると五億円近く減収となり、また、国のほうでも地方交付税が〇・二％の減となるようである。さらには、合併後五年間の臨時的措置として交付されていた地方交付税約三億円もなくなるなど、合わせると十億円近く減収になる可能性があり、歳入が増となる要因はほとんど見当たらない状況である。そのほか、本年度、地方交付税一兆五千億円が加算され、本市にも約十五億円交付されているが、内部協議後、その措置もなくなるとの報道がなされており、これらを考慮すると、マニフェストの一・四％に税率を引き下げることが財政運営上非常に厳しく、困難である。

一方、個人所得や事業収入が非常に減少している経済状況において、税率を一・六％にする、市民の負担が大きくなつてしまう。合併協議の確認事項において、社会経済情勢によっては、一・六％に引き上げる時期が前後することもあり得るとされていることから、本年度に引き続き、来年度も税率を一・五％でお願いしたいとして、今回提案したものである。

12月定例会審議結果一覧

※請願・陳情で継続審査となったものを除く

提案者	議案番号	件名	議決日	審議結果
市長	議案第78号	平成21年度八代市一般会計決算	11.30	認定
〃	議案第79号	平成21年度八代市国民健康保険特別会計決算	11.30	認定
〃	議案第80号	平成21年度八代市老人保健医療特別会計決算	11.30	認定
〃	議案第81号	平成21年度八代市後期高齢者医療特別会計決算	11.30	認定
〃	議案第82号	平成21年度八代市介護保険特別会計決算	11.30	認定
〃	議案第83号	平成21年度八代市公共下水道事業特別会計決算	11.30	認定
〃	議案第84号	平成21年度八代市簡易水道事業特別会計決算	11.30	認定
〃	議案第85号	平成21年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計決算	11.30	認定
〃	議案第86号	平成21年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計決算	11.30	認定
〃	議案第87号	平成21年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計決算	11.30	認定
〃	議案第88号	平成21年度八代市診療所特別会計決算	11.30	認定
〃	議案第89号	平成21年度八代市久連子財産区特別会計決算	11.30	認定
〃	議案第90号	平成21年度八代市椎原財産区特別会計決算	11.30	認定
〃	議案第98号	平成22年度八代市一般会計補正予算（第5号）	11.30	原案可決
〃	議案第99号	平成22年度八代市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	11.30	原案可決
〃	議案第100号	平成22年度八代市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	11.30	原案可決
〃	議案第101号	平成22年度八代市介護保険特別会計補正予算（第1号）	11.30	原案可決
〃	議案第102号	平成22年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算（第1号）	11.30	原案可決
〃	議案第103号	平成22年度八代市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）	11.30	原案可決
〃	議案第104号	平成22年度八代市一般会計補正予算（第6号）	12.17	原案可決
〃	議案第105号	平成22年度八代市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）	12.17	原案可決
〃	議案第106号	平成22年度八代市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	12.17	原案可決
〃	議案第107号	平成22年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計補正予算（第2号）	12.17	原案可決
〃	議案第108号	市道路線の廃止について	12.17	可決
〃	議案第109号	市道路線の認定について	12.17	可決
〃	議案第110号	指定管理者の指定について	12.17	可決
〃	議案第111号	指定管理者の指定について	12.17	可決
〃	議案第112号	指定管理者の指定について	12.17	可決
〃	議案第113号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第114号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第115号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第116号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第117号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第118号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第119号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第120号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第121号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第122号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第123号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第124号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第125号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第126号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第127号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第128号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第129号	訴えの提起について	12.17	可決

12月定例会審議結果一覧

※請願・陳情で継続審査となったものを除く

提案者	議案番号	件名	議決日	審議結果
市長	議案第130号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第131号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第132号	訴えの提起について	12.17	撤回承認
〃	議案第133号	訴えの提起について	12.17	撤回承認
〃	議案第134号	訴えの提起について	12.17	撤回承認
〃	議案第135号	訴えの提起について	12.17	撤回承認
〃	議案第136号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第137号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第138号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第139号	訴えの提起について	12.17	可決
〃	議案第140号	八代市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	11.30	原案可決
〃	議案第141号	八代市長等の給与に関する条例の一部改正について	11.30	原案可決
〃	議案第142号	八代市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正について	11.30	原案可決
〃	議案第143号	八代市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について	11.30	原案可決
〃	議案第144号	八代市市税条例の一部改正について	12.17	原案可決
〃	議案第145号	八代市農業集落排水処理施設条例の一部改正について	12.17	原案可決
〃	議案第146号	八代市浄化槽条例の一部改正について	12.17	原案可決
〃	議案第147号	八代市下水道条例の一部改正について	12.17	原案可決
〃	議案第148号	八代市簡易水道事業給水条例の一部改正について	12.17	原案可決
〃	議案第149号	人権擁護委員候補者の推薦について(上田護氏)	12.17	同意
〃	議案第150号	人権擁護委員候補者の推薦について(橋口邦憲氏)	12.17	同意
請願	第4号	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書の提出方について	12.17	採択
〃	第6号	環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への拙速な参加表明に反対する意見書の提出方について	12.17	採択
陳情	第10号	人工内耳機器の購入等に対する助成について	12.17	採択
〃	第11号	TPP交渉参加に反対する意見書の提出方について	12.17	採択
〃	第12号	八代市立八代養護学校の改築及び新築の早期実現について	12.17	採択
〃	第13号	本市の農業と地域経済を守るため、TPP参加、交渉、協議の中止を求める意見書の提出方について	12.17	採択
議員	発議案第10号	公共交通機関への支援を含む総合的な交通体系の構築を求める意見書案	12.17	原案可決
〃	発議案第11号	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に基づく保育制度に対し、現行保育制度の拡充を求める意見書案	12.17	原案可決
〃	発議案第12号	環太平洋戦略的経済連携協定(TPP)への拙速な参加表明に反対する意見書の提出方について	12.17	原案可決

第22号

平成23年2月1日発行

編集・文責

八代市議会

広報編集委員会

☎0965-32-5984

(市議会事務局)

編集後記

昨年は初秋まで猛暑が続
 き、二十八年ぶりに晩秋にお
 ける黄砂現象、十二月に落雷
 など異常気象の中、大雪が予
 報されていたが、大みそ
 かから元旦にかけて本市五家
 では五センチメートル以上
 の積雪があり、正月三日も
 除雪作業が行われました。早
 いもので小寒・大寒も過ぎ、
 立春を迎える時節となりまし
 た。
 十二月定例会は、十一月三
 十日から十二月十七日まで
 十八日間わたって開かれ、
 すべての議案が原案どおり可
 決されました。また、一般
 壇は、五日間で二十二人が登
 壇し、活発な議論が行われま
 した。本紙では限られた紙面
 の中で、その概要を紹介しま
 した。
 市議会広報編集委員会では
 は、市民に親しみを持って読
 んでいただく「市議会だよ
 り」や議会広報のあり方など
 の改革に取り組んでいるとこ
 ろです。
 八代市議会広報編集委員会

◎本紙に関する御意見・御要望はこちらまで



TEL32-5984